



Let's! 和ごはんプロジェクト

「和ごはん」に関連する企画の際、和ごはんプロジェクトのロゴマークを使用でき、企画を報告することで「Let's! 和ごはんプロジェクト」の HP に掲載されます。

パルシステム埼玉は農林水産省による官民協働プロジェクト「Let's! 和ごはんプロジェクト」に参加しています。このプロジェクトは、身近・手軽に健康的な和ごはんを食べる機会を増やしてもらうための取組を進めることにより、将来に向けた和食文化の保護・継承につなげていくことを目的としています。

<和ごはんとは> 日本の家庭で食べられてきた食事であって、(1)ごはん、汁物、おかず等もしくはその組み合わせで構成されているもの、または(2)だし並びに醤油及び味噌をはじめとする日本で古くから使われてきた調味料等が利用されているもの。

・該当する内容の企画を予定し、ロゴマークの使用や、プロジェクト HP への報告写真掲載を希望する際は、組織運営部までお知らせください。

お米
スイッチ



「住まいの保障とは？」のご相談にお答えします！



出前講座



風水害等給付金付火災共済・自然災害共済

住宅が火災や自然災害によって損害を受けるリスクに備えるものが「住まいの保障」です。万一、大切な住まいが火災等の被害にあったとき、一日も早く再建し、今までどおりの生活を取り戻すことは誰しも願うことです。

「住まいの保障」の知識を深め、「備え」だけでなく、「家計負担の節約」に繋げましょう！

① あなたのお住まいが損害を受ける想定をしてみましょう

全国各地で猛威をふるう自然災害。埼玉県内も例外ではありません。しかし、自然災害によって受ける損害は皆さまの住まいの環境によって異なります。

あなたのお住まいの「もしも…」を想定して、再建に必要な金額を考えてみましょう。

② 「失火責任法」をご存知ですか

日本では「失火責任法」により、火元となった人に重過失がある場合に限り、民法 709 条（故意または過失によって生じた損害に対する賠償責任）の規定を適用します。このため、類焼だからといって加害者（火元）に賠償請求することはできません。また、火災に対する公的な社会保障制度はありません。

③ 必要な保障額を考えましょう

「CO・OP 火災共済」では再建に必要な保障額を「加入基準」として設定しています。また、台風・地震等の自然災害についても一定の保障基準を設定しています。

④ 「保障の見直し」による効果は「備え」だけではありません

ムダな支出を抑えることで、自由に使えるお金の確保に繋がります。「保障の見直し」で月々の掛金（保険料）の軽減化をはかりましょう。

【講師】CO・OP 火災共済契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）の担当職員

【講師時間】基本 30 分～1 時間 30 分 【参加人数】5 人から

【講師料】かかりません 【資料代】かかりません

※依頼は 2 ヶ月前までに「伝え合い・助け合い活動メニュー提案依頼書(書式 18)」にてメールまたは F A X でお申込み下さい。

お葬式や終活について、いっしょに学習しませんか!

生協品質 生協価格

**直営ホール
霊安室完備**

だから安心

パルシステム 埼玉のお葬式
pal*system

プリユ葬

出前学習会のお知らせ

■参加無料

〔ご希望の方にエンディングノートを差し上げています。〕

地区会などの組合員活動やお友だちの組合員 5 人以上のグループ（4 人以下の時は、ご相談ください。）から、プリユ葬やお葬式全般・終活についての講師を派遣いたします。具体的な学習会の内容などは、その都度ご相談ください。

◆学習会の主なテーマ◆

お葬式

- ・お葬式全般について
- ・プリユ葬とは ・家族葬
- ・最近増えた「1日葬」について
- ・直葬や火葬式ってどんなお葬式
- ・樹木葬や海洋散骨について

その他

- ・お布施やお寺さんのこと
- ・ペットの終活 など

終活

- ・エンディングノートの活用
- ・相続、遺言 ・成年後見制度
- ・遺品整理 ・今話題の「墓じまい」



- 講師：プリユ葬担当の葬祭ディレクター・終活カウンセラーやご協力をいただいている専門家
- 時間：60分～90分程度
- 参加人数：5人以上のグループ（4人以下の時は、ご相談ください。）
- 講師料：無料 ●資料代：無料 ●派遣範囲：埼玉県内全域
- その他：ご希望の方にエンディングノートを差し上げます。

◆2ヶ月前までに「伝え合い活動・メニュー提案依頼書」を記入の上、メールまたはFAXでお申込み下さい。
【メール：saitama-kumikatsu@pal.or.jp】【FAX：048-432-7798】

認知症サポーター養成講座を開催して 認知症を理解しましょう

～ 講師（キャラバン・メイト）をご紹介します ～

「認知症サポーター養成講座」は、認知症に対する
正しい知識と理解を身に付けるための講座です。



厚生労働省が推奨する「認知症サポーター養成講座」は、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けを行う「認知症サポーター」になるための講座です。

認知症について正しく理解し偏見をもたないことで、認知症の人やその家族を温かい目で見守ることができ、あわせて認知症を早期に発見・治療するためにも、多くのかたに認知症について正しく理解していただくことを目的としています。

認知症サポーター研修終了後に「認知症の人を応援します」という意志を示すツールとしてオレンジリングをお渡しいたします。このリングを身に着けることで、「認知症の理解者」とあるという目印となります。



この講座に対する専門の講師（キャラバン・メイト）の手配をパルシステム埼玉で行います。

【依頼にあたって】

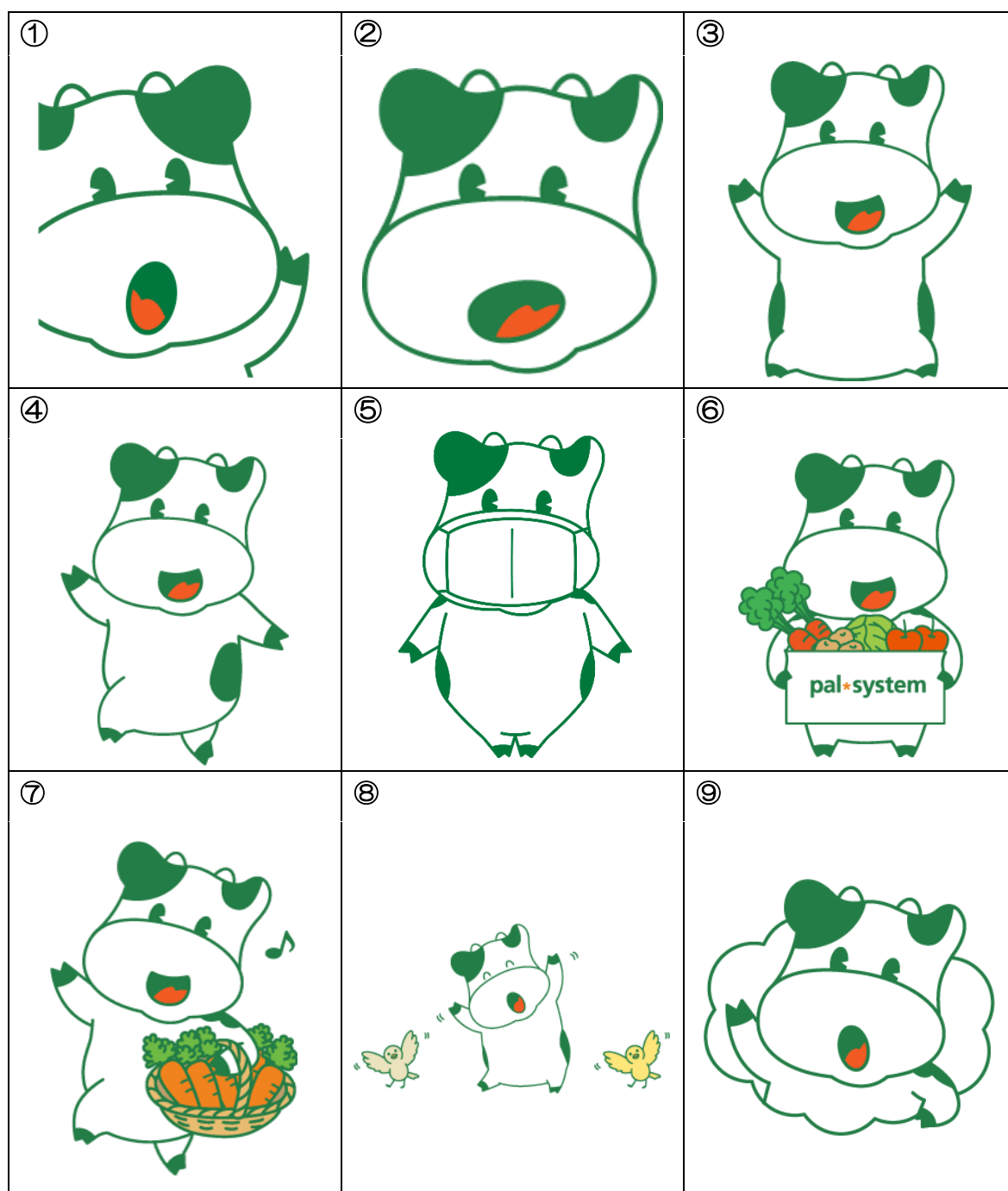
- ・「伝え合い活動・メニュー提案依頼書」（書式 18）をご提出ください。
担当者が自治体もしくは関連団体に確認を取り、養成講座の講師を紹介します。
※講師（キャラバン・メイト）は自治体等が選任します。選ぶことはできません。
- ・開催日の 3 か月前までにご依頼ください。
- ・講座時間は約 90 分。プロジェクター、スクリーン等が準備できる会場をご用意ください。



こんせんくん イラスト

データをご希望の場合は、組織運営部までお申し出ください。

運用マニュアルとともにイラストデータをお送りします。こんせんくんは、パルシステムグループの大切な共有資産です。適正に使用するために事前にマニュアルをよくお読みいただきますようお願いいたします。また、受け取ったマニュアルは手元に保管しておいてください。



消費者力 向上計画 ↑ ↑

なくす会 出前講座

ご案内

消費生活の中の多くの情報と向き合い、正しい知識を身につけて、
「自立」した消費者になって、消費者トラブルを減らしましょう！

**講座の内容は、依頼の内容や受講者にあわせてアレンジします。
まずは「こんな感じで学習会をしたい・・・」と事務局に御相談下さい！**

消費者問題の実践で活躍中の講師をご紹介します！！

なくす会の検討委員を中心に、ご希望に合わせた専門家の講師をコーディネートします。

埼玉弁護士会所属の弁護士 埼玉司法書士会所属の司法書士
埼玉県消費生活コンサルタントの会の相談員

お申込み・お問合せ

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会まで

- ・ 電話、FAX(申込書)、E-mail でお申込み下さい。
- ・ 所要時間：90分～120分（ご相談下さい）
- ＊開催予定日の1ヶ月前までにお申し込み下さい。

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5 埼玉県生協連内

Tel : 048-844-8972 Fax : 048-844-8973

E-mail : nakusukai.01@saitama-k.com

《2018年1月一部改定》

出前講座

メニュー

弁護士が講師！

講師謝礼（１５，０００円）

No	講座科目	対象	内容など
1	奨学金制度の実態と対策	一般 教師	奨学金制度の現状の問題点と正しい制度理解
2	高齢者被害の未然防止のために	市町村 見守りネットワーク 一般 高齢者	高齢者が狙われる被害事例の紹介と予防策（成年後見制度や地域でのネットワーク作りについて）
3	サクラサイト被害の実態と対策	一般 消費者団体	気付かないうちに高額の利用料，その被害実態と仕組みについて
4	詐欺的投資被害に遭わないために	一般 消費者団体	投機的被害の典型である先物取引被害、近時被害が多発している詐欺的投資被害の被害実態と対策について
5	危険なインターネット・携帯取引	若年層 学校	オンラインゲームの利用による高額請求や学校裏サイトによるいじめ等のインターネットの危険性
6	多重債務被害の実態と救済策	一般 消費者団体	多重債務被害の実態と救済策（自己破産，再生，業者交渉），ヤミ金融被害について
7	悪質商法の被害実態と対応（特商法）	一般 消費者団体	訪問販売や電話勧誘販売、内職や就職をうたった商法などを規制する法律と被害の実態について
8	犯罪加害者にならないために	一般 消費者団体	携帯電話や銀行口座の名義貸しによる犯罪への加担に注意（知らないうちに犯罪に巻き込まれないために）
9	消費者団体の役割と消費者教育の在り方	一般 消費者団体	消費者による消費者の権利を守る活動と消費者教育推進法について
10	食の安全	一般 消費者団体	食品偽装問題，表示の在り方などの食の安全について
11	賃貸住宅トラブルの実態と対策	一般 消費者団体	原状回復名目での過大な請求実態と返還されるべき敷金について
12	基礎から学ぶ消費者保護に関する法律	一般 消費者団体	【高齢者に対する送り付け商法】【インターネット取引被害】などについて、寸劇とワークショップ、弁護士による解説で学びます ※寸劇のシナリオを提供します ※解説する弁護士を紹介します

司法書士が講師！

講師謝礼（１５，０００円）

	講座科目	対象	講座タイトル (例)	内容など
1	契約の基礎	一般 若年	契約について 学ぼう！	契約の締結や解除、契約書作成の注意点 など契約に関する基礎的な事柄について 講義いたします。
2	クレジット取引 の基礎	一般 若年	クレジットの 基 本 を 学 ば う！	クレジット取引の現状と問題点、クレジ ット取引に関する法律について勉強しま す。
3	悪質商法への対 処法	一般 若年	悪 質 商 法 へ の 対 処 法	架空請求やキャッチセール等の消費者の 弱みにつけこんだ悪質商法への対処法に ついて講義いたします。
4	借金対処法	一般 若年	借 金 を 返 せ な く な っ た と き の ため に ！	お金の借り入れや返済の仕組み、お金を 返せなくなった時の対処法等について講 義いたします。
5	生活保護の基礎	一般	生 活 保 護 に つ い て 学 ば う ！	生活保護の申請方法や生活保護の仕組み について講義いたします。
6	高齢者と消費者 問題	一般	高 齢 者 と 消 費 者 問 題	高齢者を狙った悪質商法や高齢者が陥り やすいトラブルについて、その手口と対 処法及び成年後見制度について講義いた します。
7	若年者と消費者 問題	一般 若年	若 年 者 と 消 費 者 問 題	若年者を狙った悪質商法や若年者が陥り やすいトラブルについて、その手口と対 処法について講義いたします。

消費生活相談員が講師！

講師謝礼（15,000円）

	講座科目	対象	講座タイトル（例）	内容など
1	食生活	一般 若年	食品表示あれこれ	加工食品や健康食品などの表示にはどのような基準があるのか、表示の意味を知り、食品の選択や食生活に役立てます。
2	衣生活	一般 若年	衣類の表示と管理	衣類の表示や繊維の性質について学び、衣類の選択や管理に役立てます。
3	契約の知識	一般 若年	HOW・TO・契約～ 契約の基本	契約なくして生活が成り立たない現代社会では、契約は必須の知識。当会会員作成デジタル紙芝居で中学生から大人まで契約について楽しく学べます。
4	生活設計	一般 若年	100年をどう生きる？	どんな時に・どのように・生活資金を用意したらいいのか、保険や預貯金はどう組み合わせたらいいのか学びます。
5	クレジット・電子マネー	一般 若年	根ほり葉ほり・ザ・カード	クレジットの仕組みや電子マネーについて学びます
6	悪質商法	一般 若年	あなたもカモになるカモ	悪質商法は意外に身近です！悪質商法の被害者になりたくない方、悪質商法の手口・予防・対策について学びましょう。
7	暮らしと環境問題	一般 若年	グリーンコンシューマー	簡単にできる地球にやさしい暮らしのコツを考えましょう。
8	ケータイ・スマホ・インターネット	一般 若年	ケータイ・スマホ、ネットを上手に活用しよう	複雑でわかりにくいケータイやスマホ、インターネットについて、契約時や使用時に注意することを学びます。



「出前講座実施」申込書

以下に沿って記入し、FAX・郵送・E-mail・電話で開催予定日の概ね1ヶ月前までにお申込み下さい。

申込日 月 日

適格消費者団体

NPO 法人 埼玉消費者被害をなくす会 行

所在地

名称

氏 名

次の通り出前講座を申し込みます。(講師謝礼 15,000円)

開催希望日	第 1 希望日：平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分 第 2 希望日：平成 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
開催場所	会場名 所在地 電 話
講座 No と テーマ	講座 No テーマ
受講予定者	対象者 人 数 約 人
所要時間	90分～120分（講師とご相談下さい）
担当者 （連絡先）	氏名 住所 電話 FAX E-mail

* 最寄駅から会場までの地図を添付して下さい。

*最寄駅からバスを利用する場合は、地図に停留所位置と停留所名を明記して下さい。

*事務局で講師と調整の上、ご連絡を致します。詳しい内容等の打合せは、講師とお願い致します。

お問い合わせ・申し込みは

適格消費者団体・NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町 7-11-5 埼玉県生協連内

Tel: 048-844-8972 Fax 048-844-8973

E-mail : nakusukai.01@saitama-k.com

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連

TEL : 048(844)8972

FAX : 048(844)8973